

事務連絡
令和5年7月19日

高齢者施設等 代表者 各位

鹿児島市 長寿あんしん課長

「高齢者施設等における新型コロナ感染者発生対応マニュアル」の改訂及び
発生時の報告の取扱いの変更について

かねてから、本市の介護保険・高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。
また、平素より高齢者施設等における感染症対策にご尽力いただいておりますことに御礼申し上げます。

さて、鹿児島県が令和5年2月に作成した「高齢者施設等における感染者発生対応マニュアル」（以下、「マニュアル」という。）が改訂されましたので、ご案内いたします。

本マニュアルは、施設管理者向けの総論的な対応例を示したものとなります。各関係施設等におきましては、これらを参考に自施設の感染症対応マニュアルについてご検討いただきますようお願いいたします。

また、令和4年10月3日付け事務連絡により、事業所内での感染状況について、65歳以上の者などの報告対象者について、電子申請システムにより報告をいただいておりますが、今般の本マニュアルの改訂に伴い、「福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日厚労省通知）に基づく取扱いに変更いたします。

なお、貴法人の介護サービス事業所等への周知についても併せてお願いいたします。

記

1 高齢者施設等における感染者発生対応マニュアル（県HP）

<https://www.pref.kagoshima.jp/ab13/koureisishisetu-manual.html>



2 報告対象（マニュアルP27参照）

- ①同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合
- ②同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

【問い合わせ】

鹿児島市 長寿あんしん課 長寿施設係

電話：099-216-1147

Eメール：choujuanshin-shi@city.kagoshima.lg.jp